出資比率が最下位の構成員は次の①から⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

また、構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の⑤の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

イ　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者は、次の①及び③の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大の者に限る。）を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

出資比率が第３位及び最下位の構成員は次の①から⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

また、構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の⑤の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
③　鉄道土路盤新設工事
④　土路盤新設工事
⑤　鋼管ソイルセメント杭による橋りょう基礎工事又は高架橋基礎工事

※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。以下同じ。

なお、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和元年度及び令和２年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員は平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工経験を有する者を配置すること。なお、当該施工経験を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

㋐　３者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

構成員のうち代表者は、次の①及び③の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の⑤の施工経験を有する者を配置すること。

㋑　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

構成員のうち代表者は、次の①及び③の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の①から⑤のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の⑤の施工経験を有する者を配置すること。

①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
③　鉄道土路盤新設工事
④　土路盤新設工事
⑤　鋼管ソイルセメント杭による橋りょう基礎工事又は高架橋基礎工事

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工経験とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

上記に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同様とする。

ただし、配置予定技術者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数名配置する場合は、上記③、⑤の施工経験を有する者は担当の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イ①及び③の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験
要件①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
代要件②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
要件③　鉄道土路盤新設工事
代要件④　土路盤新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。